

12 知的財産侵害の効果的な防止抑制のための 法と政策の国際的調和^(*)

招へい研究者 サンタニー・ディサヤブット^(**)

密接な結び付きに支えられた今日のグローバル経済は、正当性のあるビジネスに有益だけでなく、知的財産権侵害という問題をも助長し、21世紀の世界的現象になっている。知的財産権の侵害が蔓延することで、経済的繁栄を大きく損ない、市民の安全性を次第に脅かしている。そのため法執行の点から見て、知的財産権の考え方は、経済的な民事上の問題から刑事上のパラダイムへと転換してきた。過去10年間、多くの国が知的財産に関する制定法において、民事救済策をより充実させ、刑罰をより厳しくする方向で改善してきた。それでもなお統計的データからは、知的財産権侵害が相変わらず増加傾向にあることが分かる。したがって効果的な知的財産権の執行をめざす戦略を、もっと深く検討する重要な時期に来ている。

この研究は、立法上の考察よりも実務的側面を説明することを意図している。知的財産犯罪の脅威と闘うには、すべての国が協調して一斉に行動する必要がある。国際的な基準や実務にしたがって適切な法律を制定しなければならない。法律を執行する一貫した政策が効果的な法の実現のために不可欠である。この研究の目的は、知的財産犯罪のあらゆる深刻な影響や、組織犯罪及びテロリズムとのつながりを明らかにし、さらに知的財産権の執行体制を強化する新しい解決策を探ることである。この研究はこの目的を達成するためにまず、知的財産犯罪が被害者のない犯罪ではないとの主張を裏付ける事実を全て明らかにする。さらに知的財産犯罪と他の犯罪行為、特に組織犯罪グループとの関係を検証する。知的財産犯罪が魅力ある違法ビジネスとなる要因を分析し、執行の有効性を阻害する根本的な原因についても述べる。最後に、この研究は現在の執行の手段や実務を強化する多様な方策について提言し、同時に知的財産の執行を更に改善する代替手段についても提案する。

I. 序論

周知のように知的財産権は最も価値のある資産の一つであり、各国の経済システムの発展に多大な貢献をしている。知的財産を強く保護することで、諸外国から大きな投資が行われ、それと同時に国内における技術革新を促進し、グローバル市場における競争力を高めることができる。知的財産権の侵害がとどまるところを知らぬ拡大を続ける中、そうした法律の執行(エンフォースメント)の問題が今やすべての国々にとって重大な関心事となっている。しかし、知的財産に特有の性質に加え、知的財産に関する各国の国内法や政策に様々な違いがあるため、知的財産権の侵害に効果的に対処することは執行機関にとって課題の多い仕事となっている。

この研究では、民事上の執行を重視してきた従来の傾向から、刑事上の執行を多用する方向への転換が現在一部の国で起きていることを取り上げる。この新しい傾向は、知的財産犯罪と組織犯罪シンジケートさらにはテロリスト・グループとの関係が疑われてきた結果である。したがって、抑止効果がより大きいと考えられる刑事上の執行を活かす方法を更に模索すべきである。

II. 知的財産権の執行の国際標準

これまで継続して各国の知的財産に関する法や実務を調和させ、世界的な合意レベルを実現させる取組がなされてきた。調和を目指す方法の一つが、特定のテーマに沿った多国間の国際合意を取り決めることである。これに関していえば、1883年の工業所有権の保護に関するパリ条約が、知的財産権に関する最も古い多国間条約である。この条約は、最も広義に解釈した工業所有権を保護するための最低基準を明確にしており、特許、実用新案、意匠、商標、商号、原産地表示、発明者証、不正競争防止などを扱っている^(*)。続く1886年には、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約が、協議の末に締結された。その目的は、文学的及び美術的著作物の権利者を保護し、その創作的作品の利用を管理し、その利用に対する報酬を受領できるようにすることである^(**)。しかしこれらの国際合意は、模倣品の差押えについて定めている以外には、知的財産権の他の執行について言及していない。1994年、知的財産権の執行の問題が初めて国際的文書に明示された。関税及び貿易に関する一般協定(GATT)の枠組みで協議された、模倣品の貿易を含む知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下、

(*) これは特許庁委託平成20年度産業財産権研究推進事業(平成20～22年度)報告書の英文要約を和訳したものである。和訳文の表現、記載の誤りにについては、すべて(財)知的財産研究所の責任である。和訳文が不明確な場合は、原英文が優先するものとする。

(**) タイ王国検察庁検事

(*)1 G. Gregory Letterman, *Basics of International Intellectual Property Law*, 8, 13, (Transnational Publishers, Inc.) (2001).

(*)2 Letterman, *supra* note 1, at 143.

「TRIPS協定」)である^{(*)3}。TRIPS協定は行政上の手続や国境措置の要件など、執行手段の最低基準を明確にした^{(*)4}。TRIPS協定に基づく知的財産権の執行の規定には、強制的義務と任意の義務の双方が含まれている^{(*)5}。またこの協定には刑事上の執行の要素が国際レベルで初めて盛り込まれた。

それでもなお世界的に増大する模倣品問題への対策として知的財産権の執行体制を強化するため、知的財産への関心が高い国々の間で、新たな複数国間条約としていわゆる「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」を協議する取組が続けられてきた^{(*)6}。2009年11月4～6日に韓国の主催で開かれた第6回目の交渉ラウンドでは、2010年までにACTA構想に基づく条約締結を目指すことで合意した^{(*)7}。

Ⅲ. 世界的な知的財産権侵害の傾向

世界税関機構(World Customs Organization:WCO)のデータから、模倣品の傾向はもはや高級ブランド品に限ったものではなく、医薬品や自動車部品など安全性や健康の面でリスクを生じる可能性がある商品にシフトしていることが分かる。WCOによると、2008年には1,200万点以上の食品及び飲料製品の模倣品が水際で押収されており、2007年度から2,500%の増加となったことが示されている^{(*)8}。世界保健機関(World Health Organization:WHO)の推定では、世界中の医薬品の10%が模倣品で、国際的な犯罪ネットワークの手口が巧妙化しているため2010年までに倍増すると見込んでいる。これらのデータは模倣品が人々の生命と安全を脅かしている実態を反映している。残念ながら一般に誤った認識が広まっており、模倣品は高級ブランド販売の富裕企業だけが影響を受ける経済犯罪だと見なされている。人々はこの問題を市民全体の責務ではなく、ブランド所有者の義務として自ら資産を守れば良いと考えがちである。しかし、以下のような事実を示す証拠があるため、この認識は現状では議論の余地がある。

1. 模倣品は被害者のない犯罪ではない

それどころか、模倣品犯罪では複数の関係当事者が影響

を受ける。直接的な権利者から国家(模倣品の販売によって税収の損失があるため)まで幅広い。

2. 消費者の健康と安全性に対する模倣品の脅威

今日、模倣品は消費者の健康や安全性に影響のある多種多様な商品で見付かっており、この問題は我々の日々の生活にも少しずつ忍び込んでいる。これまでに世界中で何十万人もの人々が模倣医薬品を服用したために死亡したと報告されている。

3. 知的財産犯罪と他の犯罪行為の関係

知的財産犯罪が他の種類の犯罪と強く結び付いていることを示唆する多くの例がある。発覚した事件から分かるのは、不法移民の密入国が模倣品ビジネスに労働者を供給する経路になっていることである。これらの不法就労者は、労働法が義務付ける雇用の基準を満たしていない^{(*)9}。暴力、強要、汚職がこうした違法営業には常に付きまとう^{(*)10}。犯罪組織が模倣品ビジネスを、麻薬密売、武器取引、人身売買、移民の密入国といった重大犯罪の利益を資金洗浄するために利用してきた証拠がある。さらに、多数のテロリスト・グループがテロ活動の資金源として知的財産犯罪を利用してきた。

4. 模倣品が魅力ある違法ビジネスとなる要因

模倣品はローリスク・ハイリターン犯罪だと考えられている。他の犯罪行為に比べ、模倣品製造ははるかに大きな利益を生み、また、この違法ビジネスを始めるのは非常に容易である。例えば、麻薬ディーラーはコカイン販売で100%程度の利幅を得ているようだが、模倣品業者は海賊版コンピュータ・ソフトウェアで最大900%の利益を生み出すことができる^{(*)11}。加えて、模倣品犯罪は世界的に見てもはるかに軽い刑罰に処せられる^{(*)12}。麻薬犯罪を例にとると、麻薬密売の刑罰では、大半の国々で長期間の拘禁刑から終身刑まであり、中には死刑になる国々もある。その一方、模倣品業者は罰金刑と短期の拘禁刑を受ける可能性が高く、寛大にも執行猶予となることさえある。その上、知的財産犯罪は罪なき罪であるという人々の認識が模倣品への消費者の需要の増大を支えている。最後に、インターネットの登場で、模倣品

(*)3 Claudio Dordi, Impact of counterfeiting on international trade; Comments on Anti-Counterfeiting Trade Agreement (ACTA), <http://www.ip-watch.org/files/PE406968EN.pdf> (最終閲覧2009年12月7日)。

(*)4 TRIPS協定、第3部-知的財産権の行使、41条～61条。

(*)5 Dordi, supra note 3.

(*)6 The Anti-Counterfeiting Trade Agreement- Summary of Key Elements under Discussion, <http://www.wcoomd.org/files/1.%20public%20files/PDFandDocuments/Enforcement/IPR%202008%20EN%20web.pdf>, at 2. (最終閲覧2009年12月7日)。

(*)7 プレスリリースhttp://www.mofa.go.jp/announce/announce/2009/11/1197207_1146.html (最終閲覧2009年10月7日)。

(*)8 Customs and IPR Report 2008, World Customs Organization, <http://www.wcoomd.org/files/1.%20public%20files/PDFandDocuments/Enforcement/IPR%202008%20EN%20web.pdf>, at 2 (最終閲覧2009年12月7日)。

(*)9 Michael Blakeney, International proposals for the criminal enforcement of intellectual property rights: international concern with counterfeiting and piracy, 9, I.P.Q. 2009, (2009)。

(*)10 ECAP II European Commission/European Patent Office, http://www.ecap-project.org/fileadmin/ecapII/pdf/en/ipr_enforcement/customs_handbook/2_impact_on_counterfeiting_and_piracy.pdf, at 17 (最終閲覧2009年11月9日)。

(*)11 Zachary A. Pollinger, Counterfeit Goods and Their Potential Financing of International Terrorism, Michigan journal of business, Volume 1, Issue 1, January 2008. <http://michiganjlb.org/issues.shtml>, the International Anticounterfeiting Coalition <<http://www.iacc.org>> (最終閲覧2009年11月9日)。

(*)12 Michael M. DuBose, *Criminal Enforcement of Intellectual Property Laws in the twenty-first Century*, 483-484, 29 Colum. J.L. & Arts 481.

のオンライン上の流通経路が確立された。そこでは売手も買手も匿名のまま驚くほど簡単にアクセスできる。

IV. 各国における知的財産権の執行制度の概要

知的財産権の執行体制を考えると、制裁措置を普通は三種類に分けることができる。すなわち民事上の執行、刑事上の執行、行政上の執行である^(*)13)。この研究では米国、日本、タイについて執行の三つの側面を概観する。

1. 米国

知的財産権を保護する米国の執行制度は、民事救済措置を頼みとしてきた。しかし、近年その戦略に変化が見られ、刑事上の執行面により重心を置いている。知的財産犯罪(特に犯罪組織が関与するもの)と戦う取組は、数多くの法改正や立法化がなされてきたことから分かる。例えば、多種多様な知的財産犯罪^(*)14)が対象に含まれるようになり、威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法(Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act: RICO法)に基づく前提犯罪(predicated offenses)として刑罰を下すことができる。

2. 日本

日本の制度は和解と民事による決着を重視している。しかし刑事上の執行の必要性について世界全体の認識が高まっているため、日本の知的財産法にも変化が生じている。最近では、知的財産犯罪の刑罰を重くする法律改正が続いている。ところが、裁判所が大抵は執行猶予を一定期間付けるため、侵害者が実際の懲役に服することは余りない。

3. タイ

タイの知的財産権の執行制度は民事手続より刑事手続を優先している。政府の戦略は主として刑事上の執行に力点を置いている。タイ知的財産庁(Department of Intellectual Property: DIP)は現在、1994年著作権法及び1991年商標法の改正案を提出している。この法改正の主旨は、侵害の拡大に拍車を掛けていると見られる消費者の需要を抑えることである。二つの法律の改正案によると、模倣品を購入又は所持する行為は犯罪とみなされる。さらに、海賊版を作るのに

使われる土地や模倣品の販売に使う場所を提供する地主も刑罰の対象となる^(*)15)。

V. 執行制度の分析

1. 知的財産権の執行による抑止効果

権利者の損害を填補するには民事上の救済措置が最善の策であると考えられる一方で、犯罪シンジケートやテロリストグループによる更なる模倣品の蔓延を食い止めるために民事上の執行が適切な手段であるかどうかは疑わしい。米政府高官によると、刑事執行は「最も悪質な犯罪者、すなわち大規模な侵害を繰り返す者、組織犯罪グループ、並びに公衆衛生及び安全性を脅かす犯罪行為をする者を処罰し、抑止するために必要とされている」^(*)16)。

ただし、タイのように刑事手続を「乱用」すると効果的でないとい批判されることが多い^(*)17)。頻りに蚤の市に強制捜査を行う戦略の結果として、タイの知的財産事件の被告人の大半は、模倣品を販売する小さな商店の店主であり、「小物」と見なされる。したがって押収品は少額で、被告人も罪を認めるため、裁判所が拘禁刑を下すことは余りない。タイで商標及び著作権を侵害して逮捕された5人の小売商人にインタビューする機会を得たことがあるが、ほとんどが罰金を払った後に再び模倣品を売り続けるだろうと認めた。もし罪を認めれば、実刑判決を受けないということを全員が知っていた。「ノイ」という名のある被告人の話によると、彼女の店にはこれまで数回捜査が入ったが、過去の捜査では彼女自身は逮捕されなかったという。また、彼女は、裁判所が執行猶予の付かない実刑判決を下すのは普通3度目か4度目の再犯者であるから、初犯の自分はずっと投獄されないだろうと考えていた。同様の話はこれまで多くの報告書で述べられてきた。したがって、現在の判決の実務がこれから模倣品にかかわろうとする者に十分な抑止効果があるのか疑わしく、単にビジネスの代償とみなされる程度であると思われる。

2. 執行を阻害する要因

一般に、知的財産権の執行の有効性を阻害する大半の要因は、侵害者が知的財産権侵害に魅力を感じる誘因と呼応するところがある。知的財産権の執行に影響を及ぼす幾つかの要因の例を以下に述べる。

(*)13) Christopher Heath and Laurence Petit, *Patent Enforcement Worldwide: A Survey of 15 Countries*, 5, IIC studies in Industrial Property and Copyright Law, 2nd ed., (HART Publishing) (2005).

(*)14) すなわち、ラベル偽造、18 U.S.C. § 2318; 刑事上の著作権侵害、18 U.S.C. § 2319; 音楽ライブ公演の記録物の売買、18 U.S.C. § 2319A; 及び商標偽造、18 U.S.C. § 1961 (1)(B).

(*)15) Stricter IP Laws in Thailand - A New Beginning, Patrick Mirandah Co. intellectual property law specialist, available at http://www.mirandah.com/Stricter_IP_Laws_in_Thailand_-_A_new_beginning.aspx (最終閲覧2009年11月18日)。

(*)16) U.S. Department of Justice, Prosecuting Intellectual Property Crimes, 5-6 (3rd ed. 2006), available at <http://www.usdoj.gov/criminal/cybercrime/ipmanual/ipma2006.pdf> (最終閲覧2009年10月24日)。

(*)17) Paul Goldstein, Joseph Straus, *Intellectual Property in Asia: Law, Economics, History and Politics*, 311, (MPI Studies on Intellectual Property, Competition and Tax Law) (2009). Weerawit Weeraworawit, *Asia Intellectual Property at the Cross-roads: The Changing IP Landscape and its Implications on Global IP Strategies/Políticas, Recent Developments in Intellectual Property Law & Policy in Asia* (IPA Fordham, 3rd Annual Asian IP Law and Policy Day, New York, Apr. 2006, Working Paper)も参照。

(1) 重大な犯罪ではない

多くの犯罪の中でも、知的財産犯罪には大抵の場合、法執行側が余り大きな注意を払っていない。警察当局は通常、強盗や麻薬取引など、身体的な負傷や生命にかかわる犯罪に関心を向けている。その結果、模倣品問題を扱うのに割当てられる資源も多くなく、この犯罪を摘発する機会が減ってしまう。

(2) 法を執行するのに必要な特殊技能や戦略的アプローチの欠如

知的財産犯罪を摘発するのは、他の犯罪よりも複雑であり、執行官には特殊な専門知識が必要であるがそれがまだ欠けている^(*)18)。全体的アプローチを進めるために、関連機関が協力する体制が今は十分でなく、模倣品犯罪を指揮する「大物」を戦略的に追跡するには至っていない。

(3) 執行官の汚職

汚職問題は、執行能力を弱めているもう一つの原因である。法律や規則の執行役である政府の官吏が、侵害者に利用されて、訴追のリスクを減らし、違法ビジネスを保護する手助けをする贈収賄がよく起きる^(*)19)。汚職の影響で、賄賂を受け取った税関職員が国境で見付けた不正な商品を黙認したり、明らかに偽物を売った市場が強制捜査されなかったり、汚職警官が模倣品事件の通報を受けても全く動かなかったりする^(*)20)。

VI. 知的財産権の執行の強化

グローバル化によってより、効率的に国際貿易通商を行うことができるようになってい一方、犯罪者に悪用されれば、これまでの執行体制には悪影響を及ぼす。今のデジタル時代には、侵害者は安々と国境を超えて違法ビジネスを営むことができる。また彼らは裁定取引の手法を利用して複数の管轄をまたぎ、模倣品の生産拠点として知的財産権の保護がまだ十分でない国を選び、そこから国外へ商品を輸出する。TRIPS協定が締結されて以来、大半の国の制定法や実務はこの世界基準に沿って知的財産権を保護するように改善されてきた。しかし、今までに述べた侵害事件の増加を示すデータから考えると、知的財産権侵害の防止及び抑止のためにはもっと多くの対策が必要である。以下は知的財産権の執行を強化するために提案したいアプローチである。

1. 法律の強化

すぐれた法律は、知的財産権侵害と戦うために不可欠で

ある。知的財産権侵害が既に世界全体の問題という段階に達している一方で、各国の立法措置には、特に刑事制裁措置の面で幅広い違いが生じている。14か国の模倣品対策についてOECDが行った比較調査によると、商標侵害について法律で定める拘禁の期間は、ブラジルの3か月から最長で米国及び日本の10年まで様々である^(*)21)。法律にこうした幅広い違いが見られるのは、世界的な執行体制の一貫性のなさを反映している。法の支配力が弱いと抑止効果が低だけでなく、法執行機関が犯罪者を扱う上でも困難な状況をもたらす。したがって各国の法的枠組みを世界的に認められる水準に引き上げて知的財産権の執行を促進させるため、知的財産法の調和を図ることが重要である。

組織化された模倣品犯罪については、組織犯罪シンジケートと適切な方法で戦うため、複数の国際協定に広範な措置が定められている。こうした措置には、一般的な法執行体制では通常は用いない民事没収や資産回復などの新しい手段も含まれる。しかしこうした協定は一般に、犯罪組織がかかわるとされる犯罪の重大性を要件としている。ある犯罪が重大であるか否かはその刑罰の内容によって決まる。通常は拘禁刑4年の刑罰が長期刑又は短期刑のいずれであるのかによって判断される。したがって、法執行のためにより幅広い法的措置を用いられるように、各国の知的財産犯罪に対する判決を、「重大な犯罪」の共通定義に適合するレベルまで引き上げるべきである。

犯罪収益に関する法律など、知的財産権の執行に役立つと思われる他の分野も模索されるべきである。この点では、知的財産犯罪を、資金洗浄及び組織犯罪を扱う国内法に基づく前提犯罪のリストに加えることが推奨される。また知的財産犯罪を、多国間又は二国間の逃亡犯罪人引渡し条約の下で引渡し可能な犯罪にすることにより、模倣品犯罪者にとって安全な避難所を作らないことも提案したい。

2. 執行能力の強化

インターネットや高度な技術によって知的財産権侵害の手口が一層巧妙なものになり、執行機関はこれまでの執行手段を補完する新たな対応策を取り入れる必要がある。模倣品組織を立件するための特別な技能の訓練が推奨される^(*)22)。執行官における経験やベスト・プラクティスを共有するための一貫した研修や定期的ミーティングを開くことも執行技能を磨くために必要である。

(*)18) Testimony of Ronald K. Noble, Secretary General of INTERPOL before the United States House Committee on International Relations, One hundred eight congress on July 16th 2003, The links between intellectual property crime and terrorist financing. Available at <http://www.interpol.int/Public/ICPO/speeches/SG20030716.asp?HM=1>

(*)19) The economic impact of counterfeiting and piracy, 153, (OECD) (2008).

(*)20) *Id.*, at 52.

(*)21) *Id.*, at 217, 241, 256.

(*)22) Gregory F. Treverton et al., *Film Piracy, Organized Crime and Terrorism*, 144, (the RAND Corporation) (2009).

3. 侵害の種類による執行方針の区別

他の犯罪とは異なり、知的財産犯罪の犯人の罪の重さの程度は、様々な要因によって大きく変化する。したがって、何か一つの要因を基本にして同じ執行の尺度を用いても、あらゆる種類の侵害には適合しないだろう。個人の犯罪者、特に日々の生計を立てるために模倣品や海賊版を売っている者に対して短期間の拘禁刑を科しても、他にもっと良い稼ぎを得る手段がない限り、模倣品ビジネスを続けることへの抑止にはならない。組織化された犯罪の行為者が模倣品ビジネスに携わるのをやめさせるには、違法行為を続ける機会を奪うために実刑判決を執行する必要がある。したがって、知的財産事件における抑止効果のある刑罰を確保するために、個人のかかわる軽微な模倣品犯罪と、組織犯罪ネットワークが営む模倣品ビジネスの違いに応じて処罰の程度を見直すことが提案される^(*)23)。

4. 資金の流れの追跡及び資金洗浄法の執行

知的財産犯罪は主に金銭的利益が動機となる。したがって、犯罪収益を犯罪者から奪うことが、模倣品ビジネスに手を出す誘因を減らす有効な方法である。特に、犯罪組織による犯罪の場合、資金洗浄法に基づく財産没収が、刑罰及びその抑止の最も効果的な形だと多くの場合は考えられる^(*)24)。大規模な侵害事件の利益について資金の流れを捜査することは有益である。そうすれば、最終的に、執行機関は知的財産法又は資金洗浄法に基づいて犯罪拠点のすべての犯罪収益を没収・追徴できると考えられるからである。さらに、模倣品の利益は、犯罪組織やテロリスト・グループの違法行為を支えるのに利用されてきたことが知られており、資金の流れを捜査すれば、そうした関係が明らかになり、執行によって、組織を完全に壊滅させ、他の違法行為もやめさせることができるであろう。

5. 関係者間の協力強化

知的財産権の執行の流れにおいて関係当事者すべてが積極的に協力することが、知的財産犯罪を摘発し、最終的に被告人らを裁判にかけるために必要である。知的財産犯罪の被害者又は潜在的被害者である民間企業との協力体制がなければ、執行機関が効果的に責務を果たすことは難しい。関係省庁の間で共同で執行活動に取り組むことを促進すべきである。さらに、管轄の制約に関係なく被告人を起訴できるように、インターポール(国際刑事警察機構)のような非公式ルートであれ、司法共助及び逃亡犯罪人引渡しという公式ルートであれ、国際協力を強化すべきである。

6. 模倣品の入手可能性の制限

模倣品の急拡大を後押しする要因の一つは、消費者の需要である。蚤の市や街の露天商のように模倣品を売る出入り自由な場所に消費者が簡単に近づける場合は、消費の割合が急上昇する。したがって、オンラインの販路を含めて市場で模倣品を入手する可能性を制限すれば、消費者の模倣品消費を抑えるのに大きな効果があるだろう。

7. 公衆の意識向上

模倣品は富裕企業に害を与えるにすぎないという一般的な誤解のために、知的財産犯罪の重大性が取り違えられ、低い関心しか払われていない。RANDが実施した調査では、海賊行為をした者のおよそ70%は、自分が犯罪行為やテロリズムを支えているかもしれない事実を知っていれば、海賊版にかかわる可能性はもう少し低かっただろうと述べている^(*)25)。したがって、公衆の認識を正しく改め、模倣品の負の影響に対する市民の意識を高めれば、模倣品に対する消費者の需要を減らすのに役立つだろう。

VII. 結論

知的財産権の執行を促進するには様々なアプローチが必要である。本報告書は、刑事上の執行により重きを置いているが、この問題により効果的に取り組むためには全体的アプローチを構築すべきであることも認めている。権利者への適切な救済措置を与える民事上の執行も、行政上の執行(特に知的財産権の侵害が疑われる商品の水際での取締り)も怠ってはならない^(*)26)。知的財産権侵害と戦うために、すべての国々が協調した行動をとり、強い政治的意思を示すことで、知的財産の執行の目的を達成することは不可能でなくなるだろう。

(*)23) Counterfeiting & Organized Crime, 10, Union des Fabricants 2003, <http://www.gacg.org/content/upload/documents/rapport-uk.pdf> (最終閲覧2009年11月11日)。

(*)24) Blakeney, *supra* note 9, at 18.

(*)25) Treverton, *supra* note 22, at 140.

(*)26) Blakeney, *supra* note 9, at 16.